

京都市告示第 94 号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年4月30日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
修学院212号線	左京区修学院月輪寺町15番地の1地先から同町17番地地先まで	告示の日
八瀬93号線	左京区八瀬秋元町408番地の1地先内	同上
西七条経2号線	下京区朱雀分木町80番地の2地先から同町80番地地先まで	同上

(建設局土木管理部道路明示課)